



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項の規定に基づく登録施設利用促進機関の利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があった件 (文部科学四三)

〔その他告示〕

○シハヌークビル港新コンテナターミナルにおける税関機能強化計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務八五)

○第三次統合的地雷除去及び地雷被害者支援計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件 (同八六)

○モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件 (同八七)

○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件 (文化庁四)

○保安林の指定をする件

(農林水産三一六、三二二)

○保安林の指定を解除する件

(同三二三、三二四)

○保安林の指定施業要件を変更する件

(同三二五、三二八)

○肥料を登録した件

(同三二九、三三〇)

○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件

(国土交通三四七、三四八)

○高速自動車国道に関する件

(同三四九)

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件 (防衛六三)

○道路に関する件

(東北地方整備局三〇、三二)

○都市計画に関する件

(四国地方整備局一二)

○道路に関する件

(九州地方整備局二六、二七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)

九州地方整備局公示(九州地方整備局)

原戸籍の一部が滅失した件

(法務省告示配四一)

日本国に帰化を許可する件 (同四二)

〔公 告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

法規的告示

○文部科学省告示第四十三号
特定先端大型研究施設の利用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一條第三項の規定により、同法第八條第二項の利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第二十八條第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和八年三月十日
文部科学大臣 松本 洋平
登録番号 第〇〇三号
登録施設利用促進機関の名称 一般財団法人高度情報科学技術研究機構
変更事項

Table with 3 columns: 変更事項, 変更後, 変更年月日. Content includes '利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地' and '令和七年十二月十五日'.

その他告示

○外務省告示第八十五号

令和八年一月十二日にブノンペンで、シハヌークビル港新コンテナターミナルにおける税関機能強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 シハヌークビル港新コンテナターミナルにおける税関機能強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与額 十一億四千二百万円
署名者 日 本 側 植野篤志在カンボジア大使

カンボジア側 プラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣
令和八年三月十日 外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第八十六号

令和八年一月十二日にブノンペンで、第三次統合的地雷除去及び地雷被害者支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 第三次統合的地雷除去及び地雷被害者支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与額 十七億円
署名者 日 本 側 植野篤志在カンボジア大使

カンボジア側 プラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣
令和八年三月十日 外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第八十七号

令和八年一月十四日にウランバートルで、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2 贈与額 五億円

3 贈与の供与期限 令和十年一月三十一日
署名者 日 本 側 井川原賢在モンゴル大使

モンゴル側 ボルド・ジャブフラン大蔵大臣
令和八年三月十日

○文化庁告示第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百十三條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したのと同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十日

文化庁長官 都倉 俊一

Table with 3 columns: 名称, 指定告示, 地方公共団体名. Content includes '杉本の貞観スギ' and '豊田市（愛知県）'.

○農林水産省告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和
保安林の所在場所 滋賀県甲賀市土山町黒滝字桃ヶ坂六〇〇の八（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源の涵養
指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和
保安林の所在場所 長野県駒ヶ根市中沢七二五三の二七六、七二五三の二九五から七二五三の二九七まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和
保安林の所在場所 熊本県山鹿市寺島字山口二一六四、字堂ノ下三三七八の二・二四七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二七三、二二七四、二二七六

二 指定の目的 土砂の流出の防備
指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐に限る。
字山口二一六四（次の図に示す部分に限る。）、字堂ノ下三三七三・二二七四・二二七六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二二七八の二、二四七一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字小川内一〇九三の一・一〇九三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百二十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 鳥取県鳥取市佐治町余戸字熊アミ七一六の一、七二七の一、字南和田七七八、七九八の一、字山櫻谷一〇五七の一、一〇五八

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百二十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 鳥取県西伯郡大山町飯戸字寺床九〇〇、九〇一の一、九〇二の一、九〇三、九〇四の一、九〇五、字上ミ大谷九九九から九六一まで、九六三から九六五まで

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百二十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 鳥取県八頭郡八頭町土師百井字西薬谷四六〇、四六一、字薬谷四六二の二、四六二の三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百二十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月十日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 香川県東かがわ市水主四〇六五の五、四〇六六の六、四〇六六の七、四〇六六の九

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 土地改良事業用地とするため

○農林水産省告示第三百二十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月十日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県福山市赤坂町大字赤坂字スベリ石七二九一の一〇・七二九一の一八・七二九一の一九・七二九三の一・七二九三の三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(二) 「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百二十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月十日 農林水産大臣 鈴木 憲和

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び室戸市役所及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百二十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月十日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高知県室戸市吉良川町字地極谷乙一九二、乙四七四四、乙四七四五の一、乙四七四五の二、室戸岬町字東大谷ヨリ東六八八三の一、六八八五、安芸郡東洋町野根字コラジ谷上甲一〇〇八の一〇、字シチエジ甲九八三の一から甲九八三の三まで、甲九八三の八

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び室戸市役所及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高知県四万十市西土佐藤ノ川字丸ノ山九〇二の二、九〇二の五〇、九〇二の六七、九〇二の八八、九〇二の一一二、口鴨川字松カサコ二五八〇の二から二五八〇の三まで、竹島字天神山二六九九の二、鍋島字名木山三八二五の二、三八二六の二、土佐清水市布字長サコ山二八四一の二

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七條第一項の規定に基づき、令和八年一月二十六日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六條第一項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

Table with 5 columns: 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 名称, 住所. Rows include 生第109937号 (混合りん酸肥料), 生第109968号 (液状肥料), 生第109969号 (汚泥肥料), 生第109970号 (汚泥肥料).

○農林水産省告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高知県吾川郡仁淀川町高瀬字堂ノ前四〇四二の二から四〇四二の四まで・四〇四三の二・四〇四三の二・四〇四四・四〇六一から四〇六三まで（以上九筆国有林）、四〇四二の二、高岡郡越知町南ノ川字ヒソガサコ四四四一の二、四四四一の二、四四四二の二、四四四二の二

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

有効期間が6年であるもの

Table with 5 columns: 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 名称, 住所. Rows include 生第109914号 (被覆窒素肥料), 生第109929号 (家庭園芸用複合肥料), 生第109930号 (家庭園芸用複合肥料), 生第109931号 (化成肥料), 生第109934号 (液状肥料), 生第109935号 (液状肥料), 生第109946号 (化成肥料), 生第109947号 (化成肥料), 生第109965号 (液状肥料), 生第109966号 (化成肥料), 生第109967号 (液状肥料), 生第109973号 (化成肥料), 輪第109927号 (魚かす粉末), 輪第109936号 (化成肥料), 輪第109963号 (副産肥料), 輪第109964号 (副産肥料), 輪第109971号 (化成肥料), 輪第109972号 (化成肥料), 輪第109974号 (被覆複合肥料).

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

農林水産省告示第1662号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百一十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年二月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

Table with 5 columns: 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 名称, 住所. Row 1: 生第109954号, 汚泥肥料, 雨竜汚泥肥料, 雨竜町, 北海道雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地

有効期間が6年であるもの

Table with 5 columns: 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 名称, 住所. Rows include 生第109948号 (配合肥料), 生第109949号 (配合肥料), 生第109950号 (配合肥料), 生第109951号 (混合窒素肥料), 生第109952号 (混合堆肥複合肥料), 生第109955号 (化成肥料), 生第109958号 (混合苦土肥料), 生第109959号 (化成肥料), 生第109960号 (液状肥料), 生第109975号 (化成肥料), 生第109991号 (鉍さいけい酸質肥料), 生第109992号 (鉍さいけい酸質肥料), 生第109994号 (液状肥料), 生第109995号 (鉍さいけい酸質肥料), 生第109996号 (鉍さいけい酸質肥料), 輸第109953号 (家庭園芸用複合肥料), 輸第109957号 (化成肥料), 輸第109979号 (化成肥料), 輸第109993号 (魚かす粉末)

Table with 5 columns: 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 名称, 住所. Rows include 輸第109998号 (化成肥料), 輸第109999号 (化成肥料), 輸第110000号 (配合肥料), 輸第110001号 (熔成りん肥), 輸第110002号 (化成肥料), 輸第110003号 (液状肥料)

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

国土交通省告示第1662号

船舶型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第50号）第六條の規定に基づき、令和八年三月十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二條の規定に基づき告示する。

令和八年三月十日

国土交通大臣 鈴木 憲和

Table with 5 columns: 型式承認番号, 物件の名称, 物件の型式, 製造者の名称, 型式変更の内容. Rows include 第5083号 (電子海図情報表示装置), 第5084号, 第5274号, 第5810号

国土交通省告示第1662号

船舶型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第50号）第六條の規定に基づき、令和八年三月十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二條の規定に基づき告示する。

令和八年三月十日

国土交通大臣 鈴木 憲和

Table with 5 columns: 型式承認番号, 物件の名称, 物件の型式, 製造者の名称, 型式変更の内容. Rows include 第5328号 (航海用レーダー), 第5329号, 第5330号, 第5331号, 第5332号, 第5524号

第5573号	"	F A R—2218—12 C F	"	"
第5574号	"	F A R—2218—20 C F	"	"
第5575号	"	F A R—2218—24 C F	"	"
第5576号	"	F A R—2228—20 C F	"	"
第5577号	"	F A R—2228—24 C F	"	"
第5578号	"	F A R—2238 S— 36 C F	"	"
第5579号	"	F A R—2238 S— N X T—36 C F	"	"
第5580号	"	F A R—2328—20 C F	"	"
第5581号	"	F A R—2328—24 C F	"	"
第5582号	"	F A R—2328 W— 20 C F	"	"
第5583号	"	F A R—2328 W— 24 C F	"	"
第5584号	"	F A R—2338 S— 36 C F	"	"
第5585号	"	F A R—2338 S— N X T—36 C F	"	"
第5586号	"	F A R—2338 S W—36 C F	"	"
第5671号	"	F A R—2258—24 A F	"	"
第5672号	"	F A R—2358—24 A F	"	"
第5710号	"	F A R—2228—N X T—12 C F	"	"
第5711号	"	F A R—2228—N X T—20 C F	"	"
第5712号	"	F A R—2228—N X T—24 C F	"	"
第5713号	"	F A R—2328—N X T—20 C F	"	"
第5714号	"	F A R—2328—N X T—24 C F	"	"
第5715号	"	F A R—3220—N X T—20 C F	"	"
第5716号	"	F A R—3220—N X T—24 C F	"	"
第5717号	"	F A R—3320—N X T—20 C F	"	"

第5718号	"	F A R—3320—N X T—24 C F	"	"
第5791号	"	F A R—2018—M A R K—2—12 A F—C A T 2	"	"
第5792号	"	F A R—2018—M A R K—2—20 A F—C A T 2	"	"
第5793号	"	F A R—2028—M A R K—2—20 A F—C A T 2	"	"
第5794号	"	F A R—2028—M A R K—2—24 A F—C A T 2	"	"
第5795号	"	F A R—2028—M A R K—2—20 A F—C A T 1	"	"
第5796号	"	F A R—2028—M A R K—2—24 A F—C A T 1	"	"
第5797号	"	F A R—3025—20 A F—C A T 2	"	"
第5798号	"	F A R—3025—24 A F—C A T 1	"	"
第5799号	"	F A R—3035 S— 36 C F—C A T 2	"	"
第5800号	"	F A R—3035 S— 36 C F—C A T 1	"	"
第5801号	"	F A R—3025—N X T—20 C F—C A T 2	"	"
第5802号	"	F A R—3025—N X T—24 C F—C A T 2	"	"
第5803号	"	F A R—3025—N X T—20 C F—C A T 1	"	"
第5804号	"	F A R—3025—N X T—24 C F—C A T 1	"	"
第5805号	"	F A R—3035 S— N X T—36 C F— C A T 1	"	"

○国土交通省告示第百四十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七條第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

国土交通大臣 金子 恭之

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
 東北縦貫自動車道弘前線 郡山市安積町牛庭字社場各地三六番一から同市三穂田町 令和八年三月十一日〇時

○防衛省告示第六十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和八年三月六日次のとおり決定された。

令和八年三月十日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

○追加提供

施設番号

二〇〇一 三沢飛行場

所在地名 八戸市

所有関係 国有

摘 要

土地…約七四四、〇〇〇平方メートル

建物…約二三、〇〇〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年三月九日から同月十九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

海上自衛隊八戸航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。

提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約五一〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年三月十日から同月十九日までの間

陸上自衛隊仙台駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。

提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○東北地方整備局告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局南三陸沿岸国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

東北地方整備局長 西村 拓

- 一 道路の種類 一般国道
二 路線名 四十五号
三 指定する道路の部分

令和八年三月十日

間

敷地の幅員 延長

宮城県本吉郡南三陸町歌津字川内九五番四から同町歌津字草三・八・三二、一四六・五二〇・四二九木沢五七番一まで

四 指定する期日 令和八年三月十日

○東北地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十日

東北地方整備局長 西村 拓

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四十五号
(三) 道路の区域

令和八年三月十日

変更前

敷地の幅員 延長

宮城県本吉郡南三陸町歌津字川内九五番四から同町歌津字草三・八・三二、一四六・五二〇・四二九木沢五七番一まで

四 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局南三陸沿岸国道事務所

○東北地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十日

東北地方整備局長 西村 拓

宮城県本吉郡南三陸町歌津字川内九五番四から同町歌津字草三・八・三二、一四六・五二〇・四二九木沢五七番一まで

四十五号 宮城県本吉郡南三陸町歌津字川内九五番四から同町歌津字草三・八・三二、一四六・五二〇・四二九木沢五七番一まで

四 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局南三陸沿岸国道事務所

○四国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十日

四国地方整備局長 豊口 佳之

- 一 施行者の名称 香川県
二 都市計画事業の種類及び名称 令和三年四国地方整備局告示第八号観音寺都市計画道路事業三・五・二十号梓田川右岸線
三 事業施行期間 自令和三年三月九日至令和十一年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○九州地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十日

九州地方整備局長 垣下 禎裕

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 二百二十五号
(三) 道路の区域

令和八年三月十日

変更前

敷地の幅員 延長

枕崎市桜木町一九八番から同市桜木町四七五番まで

四 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十日

九州地方整備局長 垣下 禎裕

枕崎市桜木町一九八番から同市桜木町四七五番まで

四 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

路線名 供用開始の区間

二百二十五号 枕崎市桜木町一九八番から同市桜木町四七五番まで

四 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日 令和八年三月十日

国会事項

衆議院

議案提出

三月六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

防災庁設置法案
防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案
環境省設置法の一部を改正する法律案
防衛省設置法等の一部を改正する法律案

答弁書受領

三月六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出施政方針演説等における幾つかの点に関する質問に対する答弁書
報告書受領
三月六日内閣から次の報告書を受領した。

令和七年度第三・四半期における予算使用の状況
令和七年度第三・四半期における国庫の状況

参議院

議案受領(予備審査)

三月六日内閣から次の議案が送付された。

防災庁設置法案(閣法第一三三号)
防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一四四号)

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(閣法第一五五号)

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六六号)
環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一七七号)

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第一八八号)

質問主意書提出

三月六日議員から次の質問主意書が提出された。

島嶼地域における国民保護と国防政策の併存に起因する制度的課題に関する質問主意書(高良沙哉提出)(第六号)

提出が遅れた令和八年度予算の年度内成立を求めることと三権分立との関係に関する質問主意書(石垣のりこ提出)(第七号)

社会保障国民会議の法的根拠及び議事録等の保存に関する質問主意書(石垣のりこ提出)(第八号)

答弁書受領

三月六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する質問に対する答弁書(第一号)

参議院議員石垣のりこ提出東京電力柏崎刈羽原子力発電所六号機の相次ぐ不具合と原子力規制委員会の不十分な審査体制及び老朽化した原発再稼働の是非に関する質問に対する答弁書(第二号)

参議院議員石垣のりこ提出関東大震災直後の帝國議会における司法大臣答弁で言及された朝鮮人虐殺に関する質問に対する答弁書(第三号)

報告書受領
三月六日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理

内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)事務代理を命ずる(以上三月五日)

経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)事務代理を命ずる(以上三月五日)

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)事務代理を命ずる(以上三月五日)

衆議院議員

松島みどり
チリ国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる
期間は令和八年三月二十五日までとする(三月六日)

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
千葉地方裁判所判事に補する
千葉地方裁判所佐倉支部長を命ずる
千葉地方裁判所佐倉支部長を命ずる
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所佐倉支部長を命ずる
千葉家庭裁判所佐倉支部長を命ずる
佐倉簡易裁判所に補する
佐倉簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する(三月五日)

官庁事項

近畿地方整備局告示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月十日
近畿地方整備局長 齋藤 博之

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線の名称 百七十五号
(三) 占用を制限する区域

西脇市寺内字天神五一六番一から同市黒田庄町大門字北谷四〇五番七まで
(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
令和八年三月三十一日

(六) 占用の制限の開始の日 近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所
(七) 図面縦覧場所

近畿地方整備局告示

皇室事項

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事柴崎哲夫は三月四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

御祝電
天皇陛下は、新年に際し、次の元首と御祝電を交換された。
カメルーン大統領閣下
御祝電及び御答電
新年に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を寄せられた。
エジプト大統領閣下
マダガスカル再建大統領閣下
パナマ大統領閣下
カメルーン大統領閣下
コートジボワール大統領閣下

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。
九州地方整備局長 埴下 禎裕

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 二百二十五号
- (三) 占用を制限する区域

区 域 備 考
枕崎市桜木町一九八番から同市桜木町四七五番まで

- (四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- (五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- (六) 占用の制限の開始の期日 令和八年三月十一日
- (七) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局鹿児島島国道事務所

法務省告示第四十一号

高知県幡多郡大月町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年四月十日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

- 一 当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
- 二 前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注 意
一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば、大月町役場又は高知地方法務局四万十支局に照会すること。

令和八年三月十日 法務大臣 平口 洋
高知県幡多郡大月町大字周防形三百九十四番地
米花富士夫

法務省告示第四十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和八年三月十日 法務大臣 平口 洋
住所 東京都葛飾区
サクライ・アリサ 平成16年5月10日生

住所 埼玉県三郷市
サクライ・リナ 平成19年11月15日生

住所 新潟県見附市
ウネンバト・ムンフトゥップシン 平成元年9月2日生
ムンフトゥップシン・サイハンビレグ 平成22年6月4日生

住所 東京都新宿区
ス・ミン・ニャット 昭和62年10月18日生

住所 横浜市中区
フィン・カム・フィー 昭和56年3月4日生
ドー・テイ・ハン 昭和54年4月17日生
フィン・ユー・カーン 平成27年3月12日生
フィン・ユー・カン 平成29年5月19日生

住所 東京都目黒区
ヒトシ・ナガタニ・トゥルヒヨ 平成2年10月30日生
バムジ・ザヒラ 平成3年3月15日生

住所 東京都目黒区
エマ・ナガタニ 令和6年7月17日生

住所 東京都板橋区
モハマドマーディ・ラウ・ファード 昭和60年5月5日生

住所 沖縄県宜野湾市
巖千農 平成2年8月15日生

住所 東京都世田谷区
頼筠婷 昭和63年4月13日生

住所 東京都葛飾区
プイ・ティ・ミン・ヒュン 平成7年2月3日生

住所 東京都荒川区
黄筱云 昭和61年8月9日生

住所 大阪市西成区
呉哲宇 昭和59年9月11日生

住所 東京都渋谷区
ハミール・サーガー・サメジョ 平成5年10月9日生

住所 東京都葛飾区
董黎 平成6年4月22日生

住所 横浜市南区
魏呈安 昭和57年12月19日生

住所 千葉県佐倉市
劉子睿 平成19年5月18日生

住所 長野県大町市
マリウク・ボグダン 平成3年11月18日生

住所 茨城県下妻市
イスマエル・ボヘル 昭和58年5月18日生
ナミ・デラ・クルズ・ボヘル 平成18年12月22日生
イノリ・デラ・クルズ・ボヘル 平成20年12月21日生
ヒカリ・デラ・クルズ・ボヘル 平成22年12月8日生
ゲンキ・デラ・クルズ・ボヘル 平成24年6月17日生
ユウキ・デラ・クルズ・ボヘル 平成25年7月31日生

住所 千葉県松戸市
ムハマド・ソヘル・ミヤ 昭和56年6月1日生

住所 長野県伊那市
金行誠 平成元年4月1日生

住所 長野県飯田市
アリネ・ルミ・コモリ 平成12年6月13日生

住所 長野県諏訪市
宋美妃 昭和57年3月27日生

住所 大阪府枚方市
夫豊 昭和61年1月18日生

住所 香川県坂出市
アリサ・ソムボルボン 平成13年8月14日生

住所 長崎市
ディビッド・マチュー・マルケス 平成25年2月12日生

住所 千葉県船橋市
ナオキ・ハンダ・クヤ 平成10年4月14日生

住所 福岡市南区
ロケンドラ・グルン 平成5年6月17日生

住所 東京都練馬区
馮梓心 令和2年5月2日生

住所 大阪府池田市
金昌史 昭和42年3月3日生
石實和 昭和45年10月8日生
金元希 平成9年1月17日生
金鈴菜 平成17年6月13日生

住所 大阪府池田市
金侑磨 平成8年3月29日生

住所 東京都江東区
于依琳 平成8年7月11日生

住所 東京都足立区
李博 昭和57年7月5日生

住所 東京都小平市
スバス・カルキ 平成5年6月11日生
スワツツナ・カルキ 令和4年10月20日生

住所 東京都文京区
カトリン・アン・デラ・ベンヤ・マグバンワ 昭和63年12月22日生

住所 東京都足立区
楊偉 昭和60年5月8日生

住所 東京都足立区
陳銘楊 令和7年6月30日生

住所 東京都目黒区
沈一撃 平成元年11月29日生

住所 東京都府中市
方美佐 昭和47年9月6日生

住所 埼玉県草加市
鄭未美 昭和56年9月22日生

住所 埼玉県鶴ヶ島市
ワジマ・ハナエ 平成11年2月3日生

住所 埼玉県川口市
陳云霞 平成7年3月3日生

住所 福岡市東区
金秀和 昭和63年2月20日生

住所 静岡県焼津市
イショワル・パタク 平成元年11月21日生

住所 浜松市中央区
シモン・ネパーリ 平成3年1月10日生

住所 千葉県佐倉市
ヌワラバクシャグ・シェハーン・ラヒル・ヌワラバクシャ 平成4年2月20日生

住所 千葉県佐倉市
ヌワラバクシャゲ・セアラ 令和7年5月9日生

住所 東京都西東京市
テイン・タン 昭和49年6月28日生

住所 東京都世田谷区
エムディ・レザウル・カリム 平成元年6月14日生

住所 神戸市垂水区
魯英治 昭和33年9月15日生

住所 和歌山市
張千加 昭和48年8月26日生

住所 東京都世田谷区
朴元綱 昭和30年12月27日生

住所 沖縄県うるま市
サドゥラム・パウデル 平成5年3月25日生

住所 大阪府東大阪市
ジェシカ・カオリ・キムラ 平成7年5月26日生

住所 東京都大田区
ラード・シャラル・イブネ・アシフ 平成10年7月17日生

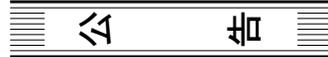
住所 神戸市東灘区
チャル・アハメド 平成23年10月29日生

住所 兵庫県伊丹市
李明亮 昭和61年7月1日生
李美香 平成28年6月1日生
李美玲 令和元年9月30日生
李美雪 令和3年1月26日生

住所 兵庫県洲本市
ガネシュ・アチャリヤ 平成4年3月12日生
サフィラ・アチャリヤ 令和元年11月11日生
サフィネシュ・アチャリヤ 令和3年8月27日生

住所 大阪府八尾市
張菜穂実 昭和37年10月17日生

住所 大阪府吹田市
譙昊地 昭和63年12月10日生



語 彙 項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和8年3月10日
東北地方整備局長 西村 拓

- 処分をした年月日 令和8年2月4日
- 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 勝又金属工業株式会社 勝又 祐人 青森県青森市大字高田字日野58-1 国土交通大臣許可（般-03）第24199号
- 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
- 処分の原因となった事実 令和8年2月4日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第81702号

大阪市北区中之島1丁目3番20号
申立人 大阪市
本籍大阪府大阪市北区本庄東1丁目13番地、最後の住所大阪府大阪市北区、死亡年月日平成22年8月18日頃、出生の場所徳島県麻植郡美郷村、出生年月日昭和3年1月24日、職業不明
被相続人 亡 湯谷 正夫
大阪市北区東天満2丁目9番4号 千代田ビル東館5階E号室
相続財産清算人 弁護士 野中 辰哲
催告期間満了日 令和8年10月19日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第81741号

大阪府高槻市日吉台一番町19番10号
申立人 田中 光男
本籍大阪府大阪市西成区天下茶屋東1丁目13番20号、死亡の場所大阪府大東市、死亡年月日令和6年9月29日、出生の場所大阪府大阪市西淀川区、出生年月日昭和13年11月25日、職業無職
被相続人 亡 岩本 行弘

大阪市北区天神橋2-3-8 MF南森町ビル9階
相続財産清算人 弁護士 原田 謙司
催告期間満了日 令和8年10月19日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第2181号

福岡県大牟田市八本町8番地63
申立人 山田 敏夫
本籍大阪府和泉市納花町54番地46、最後の住所大阪府和泉市納花町54番地の46、死亡の場所大阪府和泉市、死亡年月日令和7年2月21日頃から28日頃までの間、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和53年2月4日、職業不明
被相続人 亡 溝田 竜一
大阪市北区天神橋1丁目19番8号 MF南森町3ビル2階
相続財産清算人 弁護士 向井 謙二
催告期間満了日 令和8年10月19日
大阪家庭裁判所岸和田支部

令和8年（家）第21号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍富山県射水市八講475番地、最後の住所奈良県生駒市小平尾町993番地10、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日令和7年5月8日、出生の場所大阪府大阪市大正区、出生年月日昭和26年12月11日、職業不明
被相続人 亡 宮腰 勝次
奈良市西大寺南町8番33号 奈良商工会議所会館1階弁護士法人ナラハ 奈良法律事務所
相続財産清算人 市ノ木山朋矩
催告期間満了日 令和8年10月19日
奈良家庭裁判所

令和8年（家）第2011号

徳島県板野郡板野町大寺字岡山路8番地358
申立人 大浦 邦泰
本籍徳島県板野郡板野町大寺字岡山路8番地358、最後の住所徳島県板野郡板野町大寺字岡山路8番地358、死亡の場所徳島県板野郡板野町、死亡年月日令和7年9月20日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和54年3月6日、職業会社員
被相続人 亡 大浦 晶
徳島県板野郡藍住町東中富字龍池傍示52番地6 TOP 藍住 IC E号室
相続財産清算人 弁護士 黒木賢太郎
催告期間満了日 令和8年10月15日
徳島家庭裁判所

令和7年（家）第30544号

広島市西区草津南2丁目9番27-203号
申立人 妹尾 稔
本籍広島県東広島市八本松町篠239番地8、最後の住所広島県東広島市八本松町飯田11723番地3 リクトレア101号、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日令和4年10月4日、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和14年1月8日、職業無職
被相続人 亡 松宮 雅子
広島市西区草津南2丁目9番27-203号
相続財産清算人 司法書士 妹尾 稔
催告期間満了日 令和8年9月21日
広島家庭裁判所

令和8年（家）第30008号

広島県福山市南蔵王町3丁目7番36号
申立人 藤井 康章
本籍広島県尾道市向島町8013番地、最後の住所広島県福山市熊野町乙甲1630番地、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和8年1月7日、出生の場所広島県尾道市、出生年月日昭和29年9月13日、職業無職
被相続人 亡 安保徳二郎
広島県福山市南蔵王町3丁目7番36号
相続財産清算人 司法書士 藤井 康章
催告期間満了日 令和8年9月30日
広島家庭裁判所福山支部

令和7年（家）第807号

福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2
申立人 築上町長 新川 久三
本籍福岡県築上郡築上町大字上ノ河内1132番地、最後の住所福岡県築上郡築上町大字上ノ河内1194番地1、死亡の場所福岡県築上郡築上町、死亡年月日令和7年2月10日、出生の場所福岡県築上郡西角田村、出生年月日昭和27年1月12日、職業無職
被相続人 亡 神崎 富雄
事務所福岡県行橋市中央1丁目2番8号 京築総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 水島 達哉
催告期間満了日 令和8年10月5日
福岡家庭裁判所行橋支部

令和8年(家)第49号

鹿児島県霧島市霧島大窪410番地27
申立人 久保 優賢
本籍宮崎県小林市真方22番地、最後の住所宮崎県小林市真方22番地、死亡の場所宮崎県小林市、死亡年月日令和7年12月28日、出生の場所宮崎県小林市、出生年月日昭和25年3月16日、職業無職
被相続人 亡 小林 義信
宮崎県小林市本町13番地 鶴丸ビル102号
相続財産清算人 司法書士 中園 茂
催告期間満了日 令和8年10月2日
宮崎家庭裁判所都城支部

令和7年(家)第40037号

北海道登別市幌別町8丁目11 75R 5-303
申立人 奥村美智子
本籍北海道登別市富士町6丁目3番地1、最後の住所北海道室蘭市増市町1丁目2番10号、死亡の場所北海道登別市、死亡年月日平成25年1月31日、出生の場所北海道上川郡清水村、出生年月日昭和2年3月31日、職業無職
被相続人 亡 市岡 實
事務所北海道伊達市錦町100番地2リードビル2階 伊達噴火湾法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 正樹
催告期間満了日 令和8年9月24日
札幌家庭裁判所室蘭支部

令和7年(家)第9099号

秋田市土崎港東2丁目4番17号
申立人 三浦 タエ
本籍秋田県南秋田郡五城目町富津内中津又字高野69番地1、最後の住所秋田県南秋田郡五城目町富津内中津又字高野69番地1、死亡の場所秋田県男鹿市、死亡年月日令和7年6月30日、出生の場所秋田県南秋田郡上井河村、出生年月日昭和6年8月2日、職業無職
被相続人 亡 伊藤 光作
秋田市山王6丁目10番9号
相続財産清算人 司法書士 吉澤 雅人
催告期間満了日 令和8年9月24日
秋田家庭裁判所

令和8年(家)第21号

宮城県気仙沼市滝の入4番14号
申立人 金田みや子
本籍宮城県気仙沼市常楽79番地4、最後の住所宮城県気仙沼市常楽79番地4、死亡の場所新潟県新潟市中央区、死亡年月日令和7年11月13日、出生の場所宮城県気仙沼市、出生年月日昭和36年5月10日、職業航海士
被相続人 亡 菅原 壽治
事務所宮城県気仙沼市唐桑町明戸39番地
相続財産清算人 司法書士 長根 清吾
催告期間満了日 令和8年10月20日
仙台家庭裁判所気仙沼支部

令和7年(家)第2014号

山形県南陽市郡山630番地の5
申立人 株式会社小林商事
本籍山形県南陽市柗塚1498番地、最後の住所山形県南陽市長岡732番地の4南森ハイツA棟101号室、死亡の場所山形県南陽市、死亡年月日推定令和7年3月7日、出生の場所山形県南陽市、出生年月日昭和50年6月23日、職業新聞配達員
被相続人 亡 埴田 文好
山形県南陽市長岡551番地の8
相続財産清算人 司法書士 竹田 学
催告期間満了日 令和8年9月19日
山形家庭裁判所赤湯出張所

令和7年(家)第30196号

茨城県日立市旭町1丁目7番26号
申立人 山里 和矢
本籍茨城県ひたちなか市大字枝川1214番地、最後の住所茨城県那珂郡東海村大字石神内宿2382番地1、死亡の場所茨城県那珂郡東海村、死亡年月日令和7年10月15日、出生の場所茨城県ひたちなか市、出生年月日昭和38年6月2日、職業無職
被相続人 亡 市毛 金二
茨城県那珂郡東海村須の間116番地3 渡邊法務事務所
相続財産清算人 司法書士 渡邊 正人
催告期間満了日 令和8年9月24日
水戸家庭裁判所

令和7年(家)第4105号

茨城県稲敷郡阿見町南台2-2-1
申立人 ゴチョウ、タゾコ

本籍東京都豊島区千早2丁目11番地、最後の住所茨城県土浦市大岩田2469番地3 めいこうの里2号館、死亡の場所茨城県稲敷郡阿見町、死亡年月日令和7年1月28日、出生の場所東京都豊島区、出生年月日昭和24年6月15日、職業無職
被相続人 亡 鴨下 幸夫
事務所茨城県土浦市中央1-13-3 大国亀城公園ハイツ101号 高田知己法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大和田 理
催告期間満了日 令和8年9月25日
水戸家庭裁判所土浦支部

令和8年(家)第2001号

群馬県太田市小舞木町551番地1
申立人 一般社団法人アングル
本籍群馬県邑楽郡大泉町大字古海546番地1、最後の住所群馬県邑楽郡大泉町大字古海546番地の1、死亡の場所群馬県邑楽郡邑楽町、死亡年月日令和7年11月17日、出生の場所群馬県邑楽郡大泉町、出生年月日昭和52年4月20日、職業無職
被相続人 亡 高野 有哉
事務所群馬県前橋市元総社町2-6-2 ライズグレースA103 法律事務所わだち
相続財産清算人 弁護士 小河原 亮
催告期間満了日 令和8年9月24日
前橋家庭裁判所太田支部

令和8年(家)第30008号

東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍東京都葛飾区亀有1丁目1905番地、最後の住所千葉県稲毛区園生町266番地2アインズコート稲毛313号、死亡の場所千葉県千葉市稲毛区、死亡年月日令和5年4月18日、出生の場所北海道網走郡女満別村、出生年月日昭和16年10月30日、職業不明
被相続人 亡 篁 志朗
事務所千葉県中央区中央3丁目9番16号大樹生命千葉中央ビル8階 千葉市民協同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 拓也
催告期間満了日 令和8年9月18日
千葉家庭裁判所

令和7年(家)第72908号

東京都杉並区下高井戸1丁目1番13号スカイコート下高井戸914
申立人 奥本 浩臣
本籍東京都新宿区新宿2丁目7番地、最後の住所東京都練馬区関町南4丁目14番53号慈雲堂病院、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和7年3月26日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和33年10月17日、職業無職
被相続人 亡 立川 雅章
事務所東京都千代田区東神田1丁目5番2号黒崎ビル9階 わかぎ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 有坂 秀樹
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第73155号

東京都荒川区東尾久4丁目8番7号
申立人 古川 三郎
本籍東京都北区栄町38番地、最後の住所東京都荒川区東尾久4丁目8番7号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年2月12日、出生の場所東京市神田区、出生年月日昭和10年5月14日、職業不詳
被相続人 亡 古川 重
事務所東京都千代田区六番町15番2号鳳翔ビル3階Aみつば総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安藤 真一
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第73418号

東京都八王子市南陽台2丁目16-11
申立人 麻生 紀久 外1名
本籍東京都中央区東日本橋2丁目3番地13、最後の住所東京都中野区中野5丁目24番16-705号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和7年6月19日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和5年3月23日、職業無職
被相続人 亡 安田 道子
事務所東京都千代田区神田須田町1丁目10番42号 エスベランサ神田須田町4B 弁護士法人マエストロ東京事務所
相続財産清算人 弁護士 松井 章義
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和8年(家)第90045号

千葉県館山市湊3番地の2
申立人 加藤真理子
本籍東京都世田谷区北烏山1丁目34番、最後の住所東京都小平市小川町1丁目3014番地の7 V i l l a あい小平、死亡の場所東京都小平市、死亡年月日令和7年7月2日、出生の場所東京府東京市渋谷区、出生年月日昭和15年6月1日、職業不明
被相続人 亡 酒井佐知子
事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目32番11号吉祥寺YKビル2階 NAKA法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中 由規子
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所立川支部

令和8年(家)第40035号

横浜市緑区西八朔町65
申立人 小嶋 賢治
本籍神奈川県藤沢市渡内2丁目380番地208、最後の住所横浜市緑区西八朔町61番地オークビューA棟103号、死亡の場所神奈川県横浜市青葉区、死亡年月日令和7年6月17日、出生の場所神奈川県藤沢市、出生年月日昭和40年4月26日、職業電気工事業
被相続人 亡 吉田 時紀
事務所横浜市戸塚区戸塚町4808トヨダビル2階
相続財産清算人 弁護士 西村 紀子
催告期間満了日 令和8年10月15日
横浜家庭裁判所

令和8年(家)第40054号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍神奈川県藤沢市鶴沼海岸7丁目15番、最後の住所神奈川県藤沢市本鶴沼1丁目7番18号フラットM101、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日令和6年8月19日、出生の場所兵庫県芦屋市、出生年月日昭和41年10月5日、職業無職
被相続人 亡 鷺北 マヤ
事務所横浜市中区南仲通3丁目35番地横浜エクセレントⅢ9階
相続財産清算人 弁護士 川島 志保
催告期間満了日 令和8年10月15日
横浜家庭裁判所

令和8年(家)第40079号

東京都西東京市東伏見4丁目9番14号
申立人 原田 精一
本籍神奈川県横浜市鶴見区馬場4丁目277番地、最後の住所横浜市鶴見区馬場4丁目29番5号、死亡の場所神奈川県横浜市鶴見区、死亡年月日令和7年11月4日、出生の場所東京府東京市下谷区、出生年月日昭和9年10月17日、職業無職
被相続人 亡 森 邦子
事務所横浜市中区山下町223-1 NU関内ビル4階
相続財産清算人 弁護士 織田 慎二
催告期間満了日 令和8年10月15日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第11455号

石川県白山市倉光2丁目1番地
申立人 白山市
本籍石川県羽咋郡志賀町西海千ノ浦ハ37番地、最後の住所石川県白山市千代野西6丁目2番地4、死亡の場所石川県白山市、死亡年月日令和3年10月8日、出生の場所石川県羽咋郡富来町、出生年月日昭和30年1月10日、職業不明
被相続人 亡 川端 正敏
事務所石川県小松市小馬出町27番地6 丸ビル2階 やすらぎ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高見健次郎
催告期間満了日 令和8年9月30日
金沢家庭裁判所

令和7年(家)第7798号

東京都港区浜松町2丁目3番1号
申立人 リサRT債権回収株式会社
本籍愛知県あま市坂牧阿原53番地、最後の住所愛知県海部郡大治町大字長牧字前田5番地の3、死亡の場所愛知県海部郡大治町、死亡年月日推定令和7年1月8日、出生の場所名古屋市中南区、出生年月日昭和35年11月29日、職業不明
被相続人 亡 齊藤 修
事務所愛知県あま市木田道下36番地 山田裕也法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山田 裕也
催告期間満了日 令和8年10月6日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7980号

松江市西津田6丁目10-57-303
申立人 足立 憲司
本籍島根県大田市静間町488番地、最後の住所名古屋市千種区鹿子町5丁目44番地三旺マンション第2東山105、死亡の場所名古屋市千種区、死亡年月日令和7年11月11日頃、出生の場所島根県松江市、出生年月日昭和31年12月26日、職業無職
被相続人 亡 石川 理恵
事務所名古屋市中区丸の内3丁目19番5号 FLEZIO LA4階 弁護士法人テミス総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田中 由香
催告期間満了日 令和8年10月6日
名古屋家庭裁判所

令和8年(家)第20014号

浜松市中央区西伊場町56番206号
申立人 第一ビレッタ浜松管理組合法人
本籍静岡県浜松市西区大久保町3771番地、最後の住所浜松市中区西伊場町56番1006号 第一ビレッタ浜松、死亡の場所静岡県浜松市中区、死亡年月日令和5年9月28日、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和25年4月3日、職業不詳
被相続人 亡 伊藤 三男
浜松市中央区鳴江3丁目7番12号 弁護士法人原総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 原 拓也
催告期間満了日 令和8年10月9日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第511号

三重県津市白山町佐田1013
申立人 山本 幸子
本籍熊本県熊本市中央区幸島町8番地29、最後の住所三重県津市白山町佐田1013番地、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和7年4月20日、出生の場所熊本県鹿本郡来民町、出生年月日昭和29年11月26日、職業不明
被相続人 亡 徳川 誠也
三重県四日市市鶴の森1丁目3番23号 四日市中央通りビル703号 北勢総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小島 健史
催告期間満了日 令和8年9月24日
津家庭裁判所

令和7年(家)第5060号

広島市中区袋町4番31号
申立人 もみじマンシヨンコンセーラーの宮管理組合管理者株式会社合人社計画研究所
本籍山口県下関市彦島江の浦町5丁目1160番地、最後の住所山口県下関市一の宮住吉3丁目1番9-803号もみじマンシヨンコンセーラーの宮、死亡の場所山口県下関市、死亡年月日令和5年4月9日、出生の場所山口県下関市、出生年月日昭和18年11月21日、職業不明
被相続人 亡 藤田 靖夫
山口県下関市観音崎町12番10号太陽生命下関ビル5階島田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 島田 直行
催告期間満了日 令和8年10月9日
山口家庭裁判所下関支部

令和8年(家)第49号

岐阜市琴塚1丁目6番15号
申立人 林 いずみ
本籍福島県相馬市坪田字涼ヶ岡46番地、最後の住所岐阜市天池1丁目13番43号 リブハート・アート 1005号室、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和7年4月26日、出生の場所東京都千代田区、出生年月日昭和38年10月29日、職業公務員
被相続人 亡 山内 俊英
事務所岐阜市神田町1-8-4 プラドビル6A ウィル岐阜法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小木曾琢也
催告期間満了日 令和8年9月24日
岐阜家庭裁判所

相続権主張の催告期間満了日の変更

令和7年7月30日掲載の富山家庭裁判所に係る相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中、催告期間の満了日を次のとおり変更します。

令和7年(家)第2062号

富山市鹿島町1丁目8番13号ひまわり法律事務所
申立人 細川 俊彦
本籍富山県富山市向新庄240番地、最後の住所富山市鹿島町1丁目8番13号ひまわり法律事務所、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日令和7年4月30日、出生の場所富山県富山市、出生年月日昭和19年9月16日、職業無職
被相続人 亡 関野 靖枝
旧催告期間満了日 令和8年2月12日
新催告期間満了日 令和8年4月17日
富山家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることとなります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第1100号

埼玉県新座市道場2丁目1番10号
申立人 大谷 洋介
本籍埼玉県新座市道場2丁目1番、最後の住所埼玉県新座市道場2丁目1番10号
不在者 大谷 直
昭和10年3月7日生
届出期間満了日 令和8年6月17日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第1135号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2715番地1
申立人 坂本 芳子
本籍福島県大沼郡会津美里町徳馬字井戸入甲1183番地、最後の住所埼玉県川口市飯塚町1の280の1
不在者 佐藤 廣
昭和10年4月13日生
届出期間満了日 令和8年6月13日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第1925号

埼玉県上尾市緑丘4丁目5番7号
申立人 島軒 孝幸
本籍千葉県富津市湊40番地、最後の住所東京都立川市立川米空軍基地内3749号-A
不在者 石渡 シンディリン
昭和36年4月7日生
届出期間満了日 令和8年6月19日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第1888号

神奈川県鎌倉市腰越2丁目10番31号
申立人 榎本 京子
本籍神奈川県鎌倉市腰越2丁目337番地、最後の住所神奈川県鎌倉市腰越2丁目10番31号
不在者 榎本 寅雄
昭和10年1月13日生
届出期間満了日 令和8年6月16日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第663号

岐阜県可児市中恵土124-4ウィルコート124401号
申立人 松矢 尚一
本籍岐阜県可児市長坂3丁目244番地、最後の住所岐阜県可児市長坂3丁目244番地
不在者 松矢 尚子
昭和14年6月21日生
届出期間満了日 令和8年6月17日
岐阜家庭裁判所御嵩支部

令和7年(家)第282号

奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目19番11号
申立人 堀川 義令
本籍奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目1571番地、最後の住所奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目19番11号
不在者 堀川 良文
昭和14年6月8日生
届出期間満了日 令和8年6月17日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第114号

長野県飯田市北方3050番地3 矢澤俊之方
申立人 志水 千鶴
本籍長野県飯田市鼎上山1528番地2、最後の住所長野県飯田市鼎上山1528番地2
不在者 志水 幸治
昭和39年12月15日生
届出期間満了日 令和8年6月30日
長野家庭裁判所飯田支部

令和7年(家)第3514号

京都府八幡市橋本堂ヶ原17-23
申立人 浮名加奈代
本籍大阪府守口市八雲西町2丁目11番地、最後の住所大阪府旭区千林2丁目11番4号千林ビル301
不在者 福島 和宏
昭和29年9月10日生
届出期間満了日 令和8年6月18日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4161号

大阪府八尾市恩智北町3丁目32番16号
申立人 中筋 和幸
本籍大阪府東大阪市玉串町東2丁目2番、最後の住所大阪府八尾市長池町3丁目21番地の1山本苑
不在者 中筋 和子
昭和23年2月4日生
届出期間満了日 令和8年6月18日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4338号

大阪府旭区高殿3丁目27番1-708号
申立人 古田 洋子
本籍兵庫県豊岡市大磯町382番地、最後の住所大阪府都島区御幸町2丁目2番11号
不在者 古田 礼子
昭和49年11月26日生
届出期間満了日 令和8年6月18日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4626号

大阪府交野市星田5丁目8番9-301号
申立人 内田 彰
本籍大阪府交野市私部南1丁目14番、最後の住所大阪府交野市私部南1丁目14番6号
不在者 内田 毅
昭和6年6月15日生
届出期間満了日 令和8年6月18日
大阪家庭裁判所

令和8年(家)第103号

大阪府四條畷市北出町9-4
申立人 山口 修二
本籍大阪府大阪市城東区鳴野東3丁目94番地、最後の住所大阪府旭区鳴野町117番地の1
不在者 山口 政幸
昭和16年10月14日生
届出期間満了日 令和8年6月18日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第1759号

岡山県久米郡美咲町南810番地
申立人 杉本 恒夫
本籍岡山県久米郡美咲町南810番地、最後の住所岡山県久米郡美咲町南810番地
不在者 杉本 郁治
昭和10年9月28日生
届出期間満了日 令和8年6月30日
岡山家庭裁判所津山支部

失踪宣告

令和7年(家)第597号

本籍宮城県仙台市青葉区大倉字鳥谷峯3番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区大倉字鳥谷峯3番地
不在者 早坂 洋右
昭和11年3月22日生
令和8年2月18日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第26号

本籍福島県郡山市田村町手代木字舛内38番地、最後の住所福島県田村郡三春町大字御祭字深田和120番地の4
不在者 佐久間 孝
昭和52年9月13日生
令和8年2月18日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所郡山支部裁判所書記官

令和7年(家)第351号

本籍埼玉県川口市芝中田2丁目39番地、最後の住所千葉県県民孫子市湖北台7丁目18番76-204号
不在者 古谷 繁
昭和19年1月23日生
令和8年2月17日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所松戸支部裁判所書記官

令和7年(家)第5660号

本籍北海道札幌市中央区北四条東4丁目5番地、最後の住所不明
不在者 市田利一郎
明治43年8月28日生
令和8年2月18日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第216号

本籍北海道旭川市神楽町神楽岡3番地98、最後の住所ブラジル国以下不詳
不在者 土井 和枝
昭和5年2月16日生
令和8年2月14日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第217号

本籍岡山県総社市久米1222番地、最後の住所ブラジル国以下不詳
不在者 栢野 英夫
昭和6年8月10日生
令和8年2月14日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第218号

本籍高知県高岡郡四万十町峰ノ上81番地、最後の住所ブラジル国以下不詳
不在者 武政 澄子
昭和9年2月1日生
令和8年2月14日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第162号

本籍沖縄県うるま市宇塩屋386番地、最後の住所沖縄県中頭郡具志川村字上江洲1217番地不在者 金城 幸子
昭和23年5月9日生

令和8年2月17日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったため、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年（へ）第9号

鹿児島市中山町1358番地1
申立人 植屋ステンレス有限公司
代表者取締役 植屋 清孝
申立人代理人弁護士 佐野 浩基
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月28日
令和8年2月2日 福岡簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 YF44754
金額 214,830円
支払期日 令和7年10月5日
支払地 福岡市
支払場所 株式会社福岡銀行本店営業部
振出日 令和7年5月30日
振出地 福岡市中央区
振出人 オリエント産業株式会社 代表取締役
社長 高柳 史郎
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年（へ）第2号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

仙台市青葉区荒巻字青葉465番地イトーピア青葉マンション201
申立人 高橋 定信
権利の届出の終期 令和8年2月12日
令和8年2月16日 古川簡易裁判所

(別紙) 目録

1(1)土地 大崎市鳴子温泉字大畑67番3
宅地 204.00平方メートル
(2)登記年月日番号 仙台法務局古川支局平成13年10月2日受付第2047号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 平成13年9月26日設定
目的 借地借家法第二十四条の建物所有
存続期間 平成13年10月1日から10年間
地代 平成13年10月1日から平成16年9月30日まで1月金9900円
平成16年10月1日から平成19年9月30日まで1月金1万500円
平成19年10月1日から平成22年9月30日まで1月金1万1100円
平成22年10月1日から平成23年9月30日まで1月金1万1800円
支払期 毎月末日

地上権者 新潟県新発田市新富町三丁目9番9号
安本 基美

2(1)土地 大崎市鳴子温泉字大畑68番1
宅地 2475.00平方メートル
(2)登記年月日番号 仙台法務局古川支局平成13年10月2日受付第2046号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 平成13年9月26日設定
目的 借地借家法第二十四条の建物所有
存続期間 平成13年10月1日から10年間
地代 平成13年10月1日から平成16年9月30日まで1月金12万100円
平成16年10月1日から平成19年9月30日まで1月金12万7300円
平成19年10月1日から平成22年9月30日まで1月金13万4900円
平成22年10月1日から平成23年9月30日まで1月金14万2900円
支払期 毎月末日
地上権者 新潟県新発田市新富町三丁目9番9号
安本 基美

除権決定取消**令和7年（へ）第1号**

申立人 澤 美知子
上記公示催告事件について、令和7年12月23日当裁判所がした除権決定は不当と認め、職権によりこれを取消す。
令和8年1月27日 鳥取簡易裁判所

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第495号

静岡県湖西市入出80番地の1
債務者 有限会社一光製作所
代表者取締役 小松 博幸
1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岩田 祐志
4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後3時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第17号

山形県西置賜郡飯豊町大字津沢588番地
債務者 中津川バイオマス株式会社
代表者代表取締役 鈴木 良則
1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 荒井 賢二
4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前10時30分
山形地方裁判所米沢支部

令和8年（フ）第28号

愛媛県西条市三芳1889番地7
債務者 株式会社星野タオル
代表者代表取締役 星野 洋子
1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡林 義幸

4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前10時
松山地方裁判所西条支部

令和8年（フ）第92号

新潟市秋葉区中野2丁目22番22号
債務者 あすなるメディカル株式会社
代表者代表取締役 坂井 大志
1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松山 悦子
4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後1時30分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

令和8年（フ）第94号

新潟市中央区天神尾1丁目21番9号
債務者 株式会社iHome
代表者代表取締役 宮島 光善
1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長谷川伸樹
4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後1時30分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

令和8年（フ）第514号

大阪市西区西本町2丁目1番27号
債務者 株式会社イングネット
代表者代表取締役 岡本 敏彦
1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋 康介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後2時40分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第178号

福岡市東区下原1丁目13番2号
債務者 建築工房ゼロ株式会社
代表者代表取締役 森山 道也

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 文明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時30分
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第621号

大阪府交野市私市9丁目9番6号
債務者 株式会社櫻島商店
代表者代表取締役 木下 祥晃

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大住 洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後1時40分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第79号

福岡市博多区博多駅東2丁目5-28
債務者 株式会社T○○○K
代表者代表取締役 篠原 巧

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 生野 悟朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前10時30分
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第120号

広島市西区南観音2丁目6番23号
債務者 株式会社L I F I X
代表者代表取締役 高橋 諄

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村田 健児
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午後1時30分
広島地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第642号

大阪市北区南森町1丁目4番11号
債務者 瑠都貿易株式会社
代表者代表取締役 菅原 秀和

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 團 潤子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時10分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第705号

大阪府東大阪市楠根2丁目12番39号
債務者 株式会社報徳
代表者代表取締役 谷岡 保

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 張 泰敦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時20分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第706号

大阪府東大阪市今米2丁目9番11号
債務者 有限会社ファーストプレス技研
代表者取締役 谷岡 保

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 張 泰敦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時20分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第148号

横浜市中区伊勢佐木町2-69
債務者 株式会社ピートリックス
代表者代表取締役 石井 智子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関戸 淳平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後2時30分
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第141号

北海道石狩郡当別町弥生53番地
債務者 山鍼灸整骨院合同会社
代表者代表社員 山本雅佳子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小田嶋真悟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第356号

愛知県豊橋市大村町字橋元125番地2
債務者 高木研磨株式会社
代表者代表取締役 高木 成一

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤本 優
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(フ)第111号

北海道網走郡美幌町字都橋143番地の8
債務者 株式会社木舎
代表者代表取締役 梅津 敏行

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川村 悠佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時30分
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和8年(フ)第200号

仙台市青葉区旭ヶ丘2丁目39-3-107
債務者 株式会社リノスクエア
代表者仮代表取締役 藤原 幸江

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後藤 泰己
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後1時55分
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第711号

大阪府箕面市桜井3丁目1番10号
債務者 E&Cサポート株式会社
代表者代表取締役 若林 尚美

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 賢介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後2時30分
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第10号

岩手県大船渡市三陸町越喜来字所通107番地
市営住宅所通団地12号棟
債務者 菅野 美紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川見 哲一

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(フ)第2433号

福岡市早良区田村2丁目9番21-203号 アバンティ
債務者 宮本 昌亮

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古野 慧輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第537号

神奈川県伊勢原市下落合55番地の8
債務者 田村 彩

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 暁子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第681号

神奈川県秦野市弥生町6番30号 1号棟、住民票上の住所神奈川県秦野市東田原676番地の7
債務者 三上 修史

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 宏明
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第357号

愛知県豊橋市西浜町23番地4 ポナールⅢ
205、従前の住所愛知県豊橋市大村町字橋元
125番地の2

債務者 高木 成一

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤本 優
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(フ)第1号

熊本県天草市牛深町3474番地 後浜団地鯉一
1-2号

債務者 濱崎 誠吾

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 真希
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和8年(フ)第231号

福岡市東区唐原2丁目9番1号 第2パープ
ルハイム108号

債務者 新貝 恭広

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 篠原 優太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第40号

福岡市城南区金山団地21番408号

債務者 野田 勇一

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲吉 佑紀

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後2時30分

- 5 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第12号

北海道網走郡美幌町字都橋143番地の18

債務者 梅津 敏行

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川村 悠佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和8年(フ)第168号

福岡市東区和白丘2丁目10番3-101号 Y`
Sマンション

債務者 萩原 伸子

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 楠木 玲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第82号

福岡市中央区港1丁目10番2-1001号 エン
クレスト大手門GLOW

債務者 濱崎 大弥

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田 早織
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後2時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第152号

新潟県胎内市平木田1699番地98

債務者 小谷 晋

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉村 一洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第2571号

福岡市博多区千代1丁目2番23-507号 県
営千代団地

債務者 佐々木喜代香

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐渡麻奈美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第81号

福岡市東区唐原4丁目2番16号 プレアール
唐原513号

債務者 寺内万美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉野 佳子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2310号

福岡市南区向野2丁目2番7-501号 アロ
マキャスル大橋

債務者 松尾 慶華

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田康太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第591号

大分市大字津守500番地の3 県営2A2-
25

債務者 土手 文彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 利武
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第538号

沖縄県那覇市前島3丁目8番7号、住民票上
の前住所沖縄県那覇市樋川1丁目4番14号
奏・グループホームゆいまる樋川401

債務者 佐藤 誠

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 修太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年(フ)第6号

仙台市青葉区本町2丁目17番11-702号

債務者 藤井亜由美

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第82号

仙台市太白区砂押南町4番31-508号

債務者 木村 房代

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大竹 颯治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第145号

仙台市青葉区中山1丁目12番17号、従前の住
所仙台市青葉区中山4丁目25番18号 中山
ワッフルヒルズ202

債務者 吉田 宏輝

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森本 裕己
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第154号

仙台市太白区長町6丁目8番31—1401号
債務者 生形真理子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第512号

滋賀県高島市安曇川町青柳1987番地11

債務者 L I V E. L I Vこと 中野 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横畑 俊介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1088号

広島市安佐南区山本新町3丁目16番2号

債務者 小浦 早記

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢木 陽子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第18号

広島県府中市土生町390番地47

債務者 藤井鉄工所こと 藤井 将喜

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堂前 圭佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年(フ)第22号

広島県福山市引野町3丁目28番3—802号

債務者 高橋真樹子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年(フ)第28号

広島県福山市東村町49番地1

債務者 石井 邦恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上野 彰大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年(フ)第30号

広島県福山市伊勢丘6丁目11番13号

債務者 橋本 祐樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡 耕一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時25分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第2118号

福岡市東区和白丘4丁目11番18—101号

ヒルズ龍化A

債務者 中原寿希也

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松村 達紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2473号

福岡市博多区諸岡3丁目29番8号

2F
債務者 柴崎 琴子

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田坂 幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2566号

福岡県太宰府市五条1丁目11番32—401号、

前住所福岡県小郡市三沢4502番地5

ドミールA—202号

債務者 伊藤 麻末(旧姓森山)

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 航太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第127号

福岡県宗像市陵巖寺4丁目3番6号

債務者 松井 謙介

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 埋田 昇平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第29号

大分市大字猪野1365番地の2 ベルサーチ明治107

債務者 山内 涼

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇都宮 妙
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(フ)第96号

福岡市西区内浜2丁目18番9—102号

カーサマリーナ

債務者 白川 美有(旧姓田浦)

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 榎本 美穂
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2109号

札幌市中央区南17条西7丁目1番1—101号

債務者 西崎 善郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藍原 貴子

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月8日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第34号

茨城県土浦市小松1丁目25番11号 e—スマイル小松201、前住所茨城県土浦市神立中央3丁目21番18号 ボヌール202

債務者 緒畑 保則(旧姓久保田)

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大和田 理
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和8年(フ)第18号

滋賀県東近江市宮川町244番地679

債務者 奥貫 翼

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田 俊也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第1144号

神戸市灘区新在家南町1丁目1番4—106号、
従前の住所神戸市北区鳴子2丁目14番地の7

債務者 北山 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 知識 弘恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第90号

福岡市城南区堤団地13番107号

債務者 平野 雅子

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松澤麻美子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1115号

福岡市博多区東平尾1丁目18番16—104号
エルブランド博多の杜
債務者 中井 将吾

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂口 裕亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1116号

福岡市博多区東平尾1丁目18番16—104号
エルブランド博多の杜
債務者 中井 久海

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂口 裕亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで
福岡地方裁判所第4民事部

破産手続終結**令和6年（フ）第271号**

栃木県宇都宮市築瀬町1910番地1—307号
破産者 有限会社マイハウジング

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第484号

栃木県宇都宮市川田町810番地2、商業登記簿上の本店所在地栃木県宇都宮市築瀬町1493番地
破産者 株式会社大水

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第7号

栃木県足利市板倉町1472番地
破産者 増田建設株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所足利支部

令和6年（フ）第472号

埼玉県越谷市大字上間久里405番地11
破産者 有限会社大寅商事

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第436号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島919番地11
破産者 株式会社RISE

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年（フ）第303号

大津市本堅田5丁目16番7号
破産者 株式会社サンツーリスト

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大津地方裁判所民事部

令和7年（フ）第604号

広島県安芸郡熊野町中溝5丁目3番1号
破産者 有限会社サックス

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

広島地方裁判所民事第4部

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和7年（フ）第1345号**

福岡県宗像市東郷5丁目15番31—101号、前住所福岡県宗像市大谷19番地3
破産者 佐藤 敬

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月24日午後3時30分
令和8年2月25日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1712号

福岡県筑紫野市原田6丁目1番地2
破産者 百田 智之

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月17日午前11時
令和8年2月25日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第75号

愛知県豊橋市佐藤4丁目36番地の17
破産者 川口 達哉

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月17日午前10時40分
令和8年2月27日

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年（フ）第229号

愛知県刈谷市神田町2—30 医療法人成精会 刈谷病院、住民票上の住所愛知県田原市古田町寺ノ前176番地1
破産者 小川 典子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月15日午前11時10分
令和8年2月26日

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年（フ）第2172号

福岡県大野城市白木原1丁目11番25—404号 エクレール駅前白木原
破産者 五島 英俊

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月24日午後1時30分
令和8年2月27日

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年（フ）第1935号

福岡市博多区博多駅南6丁目16番28—703号 ソルモンテはかた、破産手続開始決定上の住所福岡市東区多々良1—38—12 ディ・ゾーン102号 住民票上の住所 福岡市博多区青木1丁目19番1—522号 エバーライフ東平尾公園
破産者 山口 紘平

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月28日午前11時30分
令和8年2月27日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第149号

鹿児島県始良市加治木町朝日町174番地1 県教職員共済住宅A棟302号、前住所鹿児島県始良市西餅田2522番地2 セレオ楠元B201号
破産者 佐藤 勲

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月27日午前10時30分
令和8年2月26日

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年（フ）第151号

札幌市中央区南11条西21丁目4番1—411号、開始決定時の住所札幌市西区発寒9条11丁目5番15—103号
破産者 佐々木翔太

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月11日午前11時30分
令和8年2月27日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1572号

札幌市白石区平和通9丁目北8番2号 白石ガーデンヒルズ103号
破産者 鈴木 宏

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月13日午後2時
令和8年2月27日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1338号

福岡市城南区七隈4丁目18番33—201号 レジデンス七隈
破産者 山口 元子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月24日午後3時
令和8年2月27日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第669号

京都府宇治市槇島町夜3番7
破産者 株式会社エンストル

1 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
2 一般調査期日 令和8年6月3日午前11時15分
令和8年2月27日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年（フ）第405号

和歌山県岩出市中島593-1 アンジェリーク中島107、住民票上の住所和歌山県岩出市相谷288番地

破産者 グリーンショップエルマナこと 隅田智子

1 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
2 一般調査期日 令和8年5月28日午前10時30分
令和8年2月27日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第369号

滋賀県栗東市林151番地1（Ⅱ-202号） クローヴ・アヴェニュー・M

破産者 竹村 好子

1 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
2 一般調査期日 令和8年5月8日午前11時30分
令和8年3月2日 大津地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年（フ）第534号

宮崎市元宮町1番5号 VILLAGEMO TOMIYA103号

破産者 川鍋 彬仁

異議申述期間 令和8年4月13日まで
令和8年3月2日 宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3号

福井県敦賀市若葉町3丁目1258番地
清算株式会社 株式会社田中善建設
代表清算人 田中 良一

1 決定年月日 令和8年2月26日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福井地方裁判所敦賀支部

令和8年（ヒ）第5号

岡山県備前市日生町日生639番地の34

清算株式会社 株式会社K I S

代表清算人 春本 新二

1 決定年月日 令和8年2月26日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岡山地方裁判所第3民事部

特別清算終結

令和7年（ヒ）第9号

埼玉県深谷市岡部1866番地1

清算株式会社 株式会社TKD

清算人 高田美三雄

1 決定年月日 令和8年2月25日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（ヒ）第2085号

東京都江東区三好2丁目15番9号

清算株式会社 株式会社長寿の森

1 決定年月日 令和8年2月25日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和7年（ヒ）第11号

埼玉県飯能市大字芦荻場320番地

清算株式会社 飯能管理株式会社

代表清算人 大平 洋一

1 決定年月日 令和8年2月25日
2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 定義
本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

2 協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権並びに解散日（令和7年2月17日）の翌日以後の利息債権・遅延損害金請求権等の付随する債権の全額につき、その債務を免除する。

3 新たな財産が発見された場合の取扱い

前記2記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であつて、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対して、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する（1円未満の端数は切り捨てる）。弁済は、各協定債権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により実施する（振込手数料は清算株式会社の負担とする）。この場合、前記2に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

4 共益的債権及び優先債権の取扱い

特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払いの許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。

以上
さいたま地方裁判所川越支部
別紙
(単位：円)

債権者名	協定債権額
株式会社埼玉りそな銀行	1,775,068,290
飯能信用金庫	529,602,477
ゆきぐに信用組合	64,449,681
農林中央金庫	34,207,811
アピリオ債権回収株式会社	6,961,073
株式会社足利銀行	16,665,908
株式会社東京スター銀行	402,152,238
株式会社山梨中央銀行	17,290,378
埼玉県信用保証協会	76,798,992
株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）	1,488,273,245

株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）	6,312,826
大平洋一	29,142,382
株式会社将軍まいたけジャパン	5,000,000
債権総額	4,451,925,301

※解散日（令和7年2月17日）現在の元本及び利息・遅延損害金

令和7年（ヒ）第2104号

東京都葛飾区水元3丁目14番15号
清算株式会社 株式会社八潮管財
代表清算人 岡田 優真

1 決定年月日 令和8年2月25日
2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 定義

1 協定債権

本協定において、「協定債権」とは、清算株式会社に対し特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（元本及びこれに対する利息損害金）をいう。

2 協定債権者ら

本協定において、「協定債権者ら」とは、協定債権を有する債権者らをいう。

第2 免除

協定債権者らは、本協定にかかる認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対し、協定債権のすべてを免除する。

第3 新たに財産が発見された場合の弁済

1 弁済

上記第2の免除の後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者らに対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権の額に応じ按分して弁済する。

2 免除の効力の遡及的消滅

前項の場合においては、協定債権者らが上記第2の規定により行った債務免除は、前項に基づく弁済の額の限度で効力を失う。

第4 細則

1 弁済の場所

本協定第3に基づく弁済を行う場合、当該弁済は、協定債権者らの指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

2 弁済額の計算

本協定第3に基づく弁済を行う場合、各協定債権者に対する弁済額は、1円未満を切り捨て計算する。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第21号

愛知県高浜市田戸町2丁目2番地44

清算株式会社 三州野安株式会社

代表清算人 野口 安則

1 決定年月日 令和8年2月25日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から1月以内に、協定債権者株式会社日本政策金融公庫に対し、弁済原資である金3,584,995円を支払う。

2 前項に基づく弁済は、協定債権者株式会社日本政策金融公庫の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算会社の負担とする。

3 協定債権者碧海信用金庫及び清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定したときをもって、協定債権者碧海信用金庫が清算株式会社に対して有する貸金債権と、清算株式会社が協定債権者碧海信用金庫に対して有する出資金返還請求債権とを対当額で相殺することを合意する。

4 清算株式会社は、第2項に定める弁済を実施した時に、各協定債権者が清算会社に対して有するその余の債権全額(但し、前項に基づき相殺される部分を除く。)の免除を受ける。

5 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、協定債権者株式会社日本政策金融公庫に対し、必要な費用を控除した残額

を弁済する。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。

6 公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。

名古屋地方裁判所岡崎支部

包括的禁止命令

令和7年(再)第26号

東京都港区赤坂5丁目4番10号

再生債務者 第一楼ジャパン株式会社

主文 本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

令和8年2月26日

東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和8年(再)第1号

東京都文京区本駒込4丁目41番4号

再生債務者 ジュピターコーヒー株式会社

決定の要旨 令和8年2月13日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条1項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和8年2月25日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

令和7年(再)第18号

東京都新宿区西新宿1丁目26番2号32F

再生債務者 センエンジニアリング株式会社

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和8年2月25日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

令和7年(再)第26号

東京都港区赤坂5丁目4番10号

再生債務者 第一楼ジャパン株式会社

1 主文 本件再生手続を廃止する。

再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。

2 保全管理人 東京都中央区銀座3丁目13番19号 東銀座313ビル5階 法律事務所Com m& Path 弁護士 佐藤 弘康

3 廃止の理由の要旨 本件再生手続には民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和8年2月26日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第206号

埼玉県川口市大字道合42番地の16

再生債務者 土井 雄介

1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月8日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和8年(再イ)第1号

愛知県豊川市大堀町188番地の1

再生債務者 松沢 友人

1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(再イ)第9号

札幌市北区太平6条6丁目2番1—207号

再生債務者 佐藤 浩司

1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月13日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第4号

北海道小樽市若竹町3番21号 フォーシーズンズ築港201号室

再生債務者 大高布友美

1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月13日まで

札幌地方裁判所小樽支部

令和8年(再イ)第2号

釧路市桜ヶ岡7丁目27番22号

再生債務者 中川 貴博

1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

釧路地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第48号

青森市沖館1丁目10番3号

再生債務者 高松 俊道

1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時30分

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第203号

埼玉県白岡市西4丁目14番5 メイポワール1101

再生債務者 高橋 盛雄

1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和8年(再イ)第8号

埼玉県桶川市大字坂田971番地の144

再生債務者 竹村 克彦

1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和8年(再イ)第19号

千葉県花見川区幕張町4丁目766番地1 レオパレス幕張町LA1-209号

再生債務者 安田 知生

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(再イ)第24号

千葉県習志野市大久保2丁目15番5号 マノワールドゥ201号

再生債務者 成田 健一

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第61号

神奈川県秦野市千村3丁目19番8号

再生債務者 片岡 秀夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月13日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和8年(再イ)第12号

静岡県駿河区丸子7丁目7番38号

再生債務者 古知 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月13日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第16号

静岡県焼津市浜当目1丁目7番9号 福吉アパート131

再生債務者 浅野 由子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月13日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第1号

愛知県東海市名和町蛇骨山1番地63

再生債務者 阪本 祥太

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第4号

愛知県一宮市川田町5丁目28番地2

再生債務者 安福 理恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第29号

滋賀県近江八幡市安土町常楽寺809番地1

再生債務者 辻 都(旧姓佐子)

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月13日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和8年(再イ)第26号

福岡市西区石丸2丁目33番10-107号 D-ROOM石丸

再生債務者 川島賢資朗

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月7日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第31号

福岡市南区大橋2丁目14番16号 築地第2ビル403号

再生債務者 山本 早苗

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月7日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第354号

大阪府吹田市川園町54番1号 (506)

再生債務者 金山竜也こと 金 竜也

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月13日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再口)第9号

福岡県糟屋郡粕屋町内橋東2丁目8番11号

再生債務者 五嶋 麻衣

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月8日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第10号

栃木県宇都宮市氷室町1054番地8

再生債務者 今村 遊

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月17日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和8年(再イ)第1号

和歌山県日高郡印南町大字印南3716番地の15

再生債務者 田中 聖稀

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで

和歌山地方裁判所御坊支部

令和7年(再イ)第349号

福岡市博多区吉塚3丁目21番26-301号 アルブルK-3

再生債務者 柿本 郁登

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第13号

福岡県福津市星ヶ丘22番21号

再生債務者 谷村 優宇

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第35号

福岡市東区多の津5丁目26番6号 ひまわりコーポ103号

再生債務者 木村 英嗣

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第43号

福岡市南区大橋1丁目29番23-603号 エステート・モア高宮CINQ

再生債務者 海鮮居酒屋ひげちゃんこと 砥板 奈美

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第9号

仙台市太白区萩ヶ丘17番14号
再生債務者 佐藤 尊征

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月24日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第58号

埼玉県児玉郡上里町大字七本木3342番地3
エテルノB
再生債務者 石原 歩

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年5月1日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第125号

京都府長岡京市神足四ノ坪12番地70
再生債務者 今東 聡美

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月13日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和8年(再イ)第16号

京都市伏見区淀樋爪町243番地8
再生債務者 北川 裕志

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月13日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和8年(再イ)第26号

大阪市此花区梅香1丁目16番10号 J-BR
LIGHT西九条 102
再生債務者 藤井 響

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第30号

大阪府東大阪市新喜多1丁目1番28号
再生債務者 義原 直也

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第52号

大阪市鶴見区焼野2丁目6番23号
再生債務者 平田 一寛

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第119号

堺市西区上野芝町8丁3番10号 ハイツ上野
芝II号館205号
再生債務者 角田 昭子

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第343号

福岡市東区香椎照葉6丁目4番3-404号
フォレストブレイス香椎照葉ザ・テラス03
再生債務者 角本 聖一

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第345号

福岡県朝倉市入地2962-9 (住民票上の住所)
福岡県朝倉市宮野1590番地1
再生債務者 吉田 宏樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第4号

福岡市東区美和台新町32番12-201号
ニュージーコートA

再生債務者 瀬野 裕大

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第36号

福岡市博多区東平尾2丁目2番50-302号
シャルム空港南

再生債務者 山口 勝正

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月10日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第43号

金沢市野田2丁目86番地4
再生債務者 水清田真悟

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月20日まで

金沢地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第61号

静岡県浜松市中央区笠井町1087番地の1
ラ・テールII 102号室

再生債務者 小山内涼貴

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第47号

三重県亀山市辺法寺町205番地
再生債務者 高島 真

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月20日まで

津地方裁判所再生係

令和8年(再イ)第3号

三重県鈴鹿市高塚町1843番地の11
再生債務者 中山 匡

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月20日まで

津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第64号

滋賀県高島市安曇川町五番領217番地11
再生債務者 小川 英利

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第146号

京都府宇治市白川川上り谷70番地
再生債務者 中村 大

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月16日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和8年(再イ)第3号

山口県宇部市山門2丁目1番22-6号
再生債務者 森 康行

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月6日から令和8年4月13日まで

山口地方裁判所宇部支部

令和8年(再イ)第5号

佐賀県武雄市朝日町大字甘久398番地11
再生債務者 森 浩子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和8年(再イ)第1号

宮崎県日南市北郷町郷之原乙3980番地36
再生債務者 松浦 洋子

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで

宮崎地方裁判所日南支部

令和8年(再イ)第4号

宮崎県日南市梅ヶ浜1丁目2番10号
再生債務者 末永 信枝

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで

宮崎地方裁判所日南支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第16号

宮城県角田市横倉字左関14番地1
再生債務者 薄木さゆり

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(再イ)第99号

千葉県柏市布施新町4丁目17番13号、前住所千葉県我孫子市柴崎台1丁目3番2-102号
アンソレイエ天王台1
再生債務者 内山 雅照

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第102号

千葉県野田市日の出町22番地の4
再生債務者 南 千砂

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(再イ)第30号

神奈川県横須賀市鴨居3丁目78番27号
再生債務者 茂木 秀章

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(再イ)第55号

相模原市南区文京2丁目4番9-3号
再生債務者 廣田 智之

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第24号

富山県砺波市鷹栖16番地2
再生債務者 穴田 啓太

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年2月27日 富山地方裁判所高岡支部

令和7年(再イ)第53号

静岡県伊豆の国市三福1015番地の2
再生債務者 多田 徹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年2月27日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第112号

千葉県我孫子市つくし野6丁目6番7号
再生債務者 羽賀 祐貴

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月24日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第11号

北海道釧路郡新十津川町字中央69番地36 あじさい団地22号室
再生債務者 小原 稜也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年2月26日 札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和7年(再イ)第28号

群馬県高崎市新保町110番地1
再生債務者 塩谷 明則

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年2月26日 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(再イ)第11号

長野県松本市大字里山辺2974番地1 ボヌールラバン 101号室
再生債務者 吹田 有美

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年2月26日 長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第54号

堺市美原区小平尾838番地
再生債務者 榎原 空

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年2月26日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第56号

大阪府羽曳野市はびきの4丁目20番4号
再生債務者 坂田 浩文

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第46号

和歌山県岩出市湯窪13番地の7
再生債務者 同道 友紀

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月5日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(再イ)第48号

沖縄県島尻郡南風原町字宮平509番地1
シャン・ド・フルール301
再生債務者 外間 義務

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(再イ)第28号
釧路市愛国東3丁目9番10号

再生債務者 橋本 尚磨
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
27日まで
令和8年2月27日 釧路地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第34号

栃木県足利市八幡町2丁目15番地3
再生債務者 及川産業こと 及川 幸男
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで
令和8年2月25日
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(再イ)第185号

埼玉県川口市大字伊刈907番地の3
再生債務者 西野 眞二
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
19日まで
令和8年2月26日
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第56号

仙台市太白区羽黒台20番3号
再生債務者 大友 繁春
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年3月2日
仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第86号

栃木県宇都宮市石井町2154番地2
再生債務者 水上 宜久
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年3月2日
宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第59号

群馬県伊勢崎市市場町1丁目350番地6
再生債務者 久保田雅之

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月21日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年3月2日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第63号

群馬県伊勢崎市西久保町3丁目1137番地11
再生債務者 中川 清盛
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年3月2日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第80号

埼玉県加須市北下新井110番地1
再生債務者 青野 良
1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第200号

埼玉県鴻巣市北新宿1284番地2
再生債務者 山崎 大輔
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第63号

埼玉県草加市柳島町615番地11
再生債務者 福山 政樹
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第53号

神奈川県小田原市扇町1丁目39番24-203号
ヴィラー一寸木
再生債務者 赤木 裕二

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第58号

神奈川県秦野市鶴巻南2丁目47番7号 エタ
ニティー 201号
再生債務者 増田 康弘
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月3日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第60号

神奈川県平塚市広川323番地の14
再生債務者 種田 梨奈
1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月27日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年3月2日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第7号

石川県七尾市万行3丁目18番地
再生債務者 山口めぐみ
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日 金沢地方裁判所七尾支部

令和7年(再イ)第80号

愛知県高浜市小池町4丁目6番地2
再生債務者 宮原 茂彰
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第108号

愛知県碧南市権現町2丁目259番地
再生債務者 秋山 悦子

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年3月2日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第119号

愛知県豊田市若林東町新屋敷30番地2
再生債務者 長谷川尚生
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第33号

愛知県田原市小塩津町東瀬古32番地
再生債務者 山本 直樹
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年3月2日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第23号

福岡県京都郡苅田町新津2丁目10番地10(エ
トワールおぼせ402)
再生債務者 中山 廉温
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和7年(再イ)第402号

大阪府茨木市見付山2丁目7番29号
再生債務者 奥村 宏信
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
25日まで
令和8年2月27日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第28号

沖縄県豊見城市字嘉数569番地 Sunset Avenue II 101号
再生債務者 諸見 武男
1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
25日まで
令和8年2月25日
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年（再イ）第268号
 大阪市阿倍野区天王寺町南2丁目12番18号
 ユーハイツ河堀口103号
 再生債務者 buddyこと 大月 拓夢
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月4日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 27日まで
 令和8年2月27日
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第429号
 大阪府茨木市下中条町4番16号
 再生債務者 長谷川あさひ
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 27日まで
 令和8年2月27日
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第510号
 大阪市西成区天下茶屋3丁目27番30-206号
 再生債務者 酒井 秀昭
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 27日まで
 令和8年2月27日
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第561号
 大阪府豊中市上津島3丁目10番2-702号
 再生債務者 瀬崎 亘
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 27日まで
 令和8年2月27日
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第3号
 島根県浜田市日脚町1398番地11
 再生債務者 白井 義彦
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 27日まで
 令和8年2月27日 松江地方裁判所浜田支部

令和7年（再イ）第4号
 島根県浜田市日脚町1398番地11
 再生債務者 白井かおり
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 27日まで
 令和8年2月27日 松江地方裁判所浜田支部

令和7年（再イ）第27号
 釧路市昭和中央5丁目3番16号 コーポブ
 レーメンC館202号室
 再生債務者 島 武弘
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 30日まで
 令和8年3月2日 釧路地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第27号
 福島県郡山市富久山町久保田字愛宕2番地の
 3
 再生債務者 飛田 博幸
 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 1日まで
 令和8年3月2日
 福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年（再イ）第30号
 福島県郡山市古川46-1 レオパレス小原田
 2-201号室
 再生債務者 吾妻 健二
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 1日まで
 令和8年3月2日
 福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年（再イ）第39号
 福島県郡山市大槻町字下西田103番地の8
 ウェザーコック106号
 再生債務者 富樫 永明
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 1日まで
 令和8年3月2日
 福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年（再イ）第42号
 群馬県邑楽郡大泉町朝日1丁目7番27号
 再生債務者 松田 拓也
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 1日まで
 令和8年3月2日 前橋地方裁判所太田支部

令和7年（再イ）第12号
 北海道苫小牧市柏木町1丁目5番8号
 再生債務者 山田 武彦
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 2日まで
 令和8年3月2日
 札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年（再イ）第12号
 滋賀県米原市清滝132番地2、前住所滋賀県
 米原市下多良3丁目20番地1 ランド・マー
 ク・円蔵 101号
 再生債務者 吉田 結哉
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 3日まで
 令和8年2月27日
 大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和7年（再イ）第28号
 滋賀県東近江市宮川町657番地49
 再生債務者 岩国美登志
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 6日まで
 令和8年3月2日 大津地方裁判所彦根支部

令和7年（再イ）第13号
 滋賀県長浜市八幡東町122番地1 ブラン
 シェ デ フランソア 8号室
 再生債務者 北村 典子
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
 6日まで
 令和8年3月2日
 大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和7年（再イ）第59号
 北九州市八幡西区千代4丁目5番2号
 再生債務者 古賀 法恵
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月8日
 付け再生計画面案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
 月18日
 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 18日まで
 令和8年2月25日
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（再イ）第20号
 熊本県上天草市大矢野町上7732番地4
 再生債務者 松村 悠矢
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日
 付け再生計画面案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
 月18日
 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 18日まで
 令和8年2月25日
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再イ）第35号
 熊本市東区秋津町秋田3298番地2 2C-
 1-304
 再生債務者 中橋 康廣
 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日
 付け再生計画面案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
 月18日
 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 18日まで
 令和8年2月25日
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再イ）第84号
 新潟市江南区亀田緑町2丁目4-30 フェリ
 シード201
 再生債務者 椿 友律
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月8日
 付け再生計画面案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
 月23日
 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 23日まで
 令和8年2月27日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第36号

兵庫県川西市南野坂1丁目2番地の16
再生債務者 瀨上 博嗣

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月23日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年(再イ)第124号

兵庫県姫路市南町12番地 北道ビル
再生債務者 串揚げきっこうこと 橘 昭光

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月23日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
27日まで
令和8年2月27日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第22号

鳥取県米子市両三柳913番地1 アトリエ
コート106号
再生債務者 澤 康幸

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月23日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日 鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(再イ)第21号

愛媛県西条市中野甲1545番地2
再生債務者 高木 貴史

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月23日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日 松山地方裁判所西条支部

令和7年(再イ)第23号

愛媛県四国中央市村松町600番地2
再生債務者 栢野三四朗

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月13日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月23日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日 松山地方裁判所西条支部

令和7年(再イ)第66号

北九州市門司区大字吉志1959番地9
再生債務者 岡野 隆史

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月23日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第41号

長崎県長崎市上戸町1丁目13番15-302号
再生債務者 大町 浩

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月9日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月23日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第52号

愛媛県松山市和泉北1丁目1番22号
再生債務者 橋田 健三

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月26日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
26日まで
令和8年2月26日 松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第42号

香川県さぬき市鴨嶋1943番地2
再生債務者 岡 誠

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月27日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
27日まで
令和8年2月27日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(再イ)第17号

青森県八戸市大字沢里字藤子24番地27
再生債務者 松橋 弘幸

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4
月3日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月
3日まで
令和8年2月27日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和7年(再イ)第7号

熊本県玉名郡長洲町大字宮野1100番地2
再生債務者 西田 綾

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月13日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
13日まで
令和8年2月27日 熊本地方裁判所玉名支部

令和7年(再イ)第269号

福岡県糸島市曾根44番地26
再生債務者 稲原 勝

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月14日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月17日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
17日まで
令和8年2月24日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第277号

福岡県春日市紅葉ヶ丘西4丁目55番地
再生債務者 石川 亮

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月18日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで
令和8年2月25日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第285号

福岡県宗像市土穴2丁目15番3号 ニュー
フィールドB棟203号

再生債務者 田中 雅樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月29日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月18日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで
令和8年2月25日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第286号

福岡県春日市平田台4丁目40番地1
再生債務者 田中 翔

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月8日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月18日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで
令和8年2月25日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第333号

福岡市博多区住吉3丁目9番11-1404号 サ
ヴォイ 博多スーベリア

再生債務者 池永 寛子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月19日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
19日まで
令和8年2月26日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第16号

新潟県新発田市新保小路735番地10
再生債務者 岸 俊之

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月16日
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3
月23日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
23日まで
令和8年2月27日

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(再イ)第45号

三重県桑名市赤尾台3丁目1番地2
再生債務者 日置 七瀬

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年3月2日 津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第52号

三重県四日市市楠町南五味塚262番地 リッツハウスC-1
再生債務者 松尾 拓郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年3月2日 津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第55号

三重県四日市市赤堀南町7番6号 レオパレスサンライズ109
再生債務者 高木 洋平

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月26日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年3月2日 津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第164号

神戸市灘区新在家南町4丁目16番18-1007号
再生債務者 西野 一徳

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月25日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年2月27日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第295号

福岡県糟屋郡粕屋町甲中原1丁目4番8号
ステラガーデンⅢ 101号
再生債務者 佐々木孝司

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月19日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年2月27日 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第331号

福岡市西区姪の浜6丁目1番28-205号 クレイン・ケープ

再生債務者 畑地 翔太

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月16日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年2月27日 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第49号

長崎県長崎市多以良町1892番地1 カルムフラン205

再生債務者 辻田 弦樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月23日まで

令和8年3月2日 長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第28号

山口県宇部市大字東岐波2321番地15
再生債務者 渡部友太郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年2月26日 山口地方裁判所宇部支部

令和7年(再イ)第28号

鹿児島県霧島市隼人町真孝920番地58
再生債務者 磯脇 大将

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月26日まで

令和8年2月26日 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和7年(再イ)第96号

広島市安佐北区口田南1丁目20番5号
再生債務者 長谷 守

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月27日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月27日まで

令和8年2月27日 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第39号

青森県むつ市宇田町18番3号
再生債務者 佐伯 崇

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月30日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月30日まで

令和8年3月2日 青森地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成30年(再イ)第184号

千葉県船橋市習志野4丁目16番10号 Revell II-304号

再生債務者 古賀 嘉人

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 平成30年12月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。

令和8年2月27日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年(再イ)第325号

福岡市中央区春吉2丁目19番15-1101号 サヴォイ ル・パシフィック

再生債務者 小柳 良太

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和8年2月26日 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第103号

仙台市青葉区小松島新堤9番26号
再生債務者 高橋 仁

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和8年2月27日 仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第187号

福岡県春日市一の谷4丁目99番地2
再生債務者 榎本 竜二

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和8年2月27日 福岡地方裁判所第4民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和8年(再口)第1号

三重県桑名市長島町押付532番地11 マンションコロク105号

再生債務者 且 竜斗

- 1 決定年月日時 令和8年3月2日午前11時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

津地方裁判所四日市支部

令和8年(再口)第1号

福島県喜多方市塩川町字新町1857番地1
再生債務者 山口 俊三

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月30日まで

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和8年（再口）第1号

広島県尾道市栗原町3212番地2
再生債務者 宮地 遼

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

広島地方裁判所尾道支部

給与所得者等再生による再生計画認可**令和7年（再口）第13号**

埼玉県川口市青木4丁目5番5号
再生債務者 大沼 賢一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月27日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再口）第3号

静岡県清水区折戸2丁目6番1号
再生債務者 中村あかね

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月27日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（再口）第23号

大阪府枚方市楠葉面取町1丁目22番2-107号

再生債務者 山根 一真

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月27日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再口）第2号

香川県高松市成合町327番地3
再生債務者 福江 峻之

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年3月2日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（再口）第11号

広島市中区舟入中町12番33-804号
再生債務者 吉見 彰弘

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年3月2日

広島地方裁判所民事第4部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和8年（チ）第1号

奈良県北葛城郡広陵町馬見南4丁目1番1-20号

申立人 藤田 利幸

住所・居所 不明

（亡藤田敏明の最後の住所 北海道伊達市旭町26番地32）

所在等不明共有者 亡藤田敏明相続財産

届出期間満了日 令和8年6月25日

令和8年2月25日 札幌地方裁判所室蘭支部

（別紙）物件目録

- 1 所在 伊達市旭町
地番 26番32
地目 宅地
地積 261.13平方メートル
所在等不明共有者の持分 4分の3
- 2 所在 伊達市旭町26番地32
家屋番号 26番32
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 72.80平方メートル
2階 33.07平方メートル
所在等不明共有者の持分 4分の3

令和7年（チ）第12号

千葉県茂原市茂原1102番地1

申立人 千葉県一宮川改修事務所長 宇野 晃一

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）群馬県北群馬郡

吉岡町大字南下113番地

所在等不明共有者 大沢新三郎

届出期間満了日 令和8年6月26日

令和8年2月26日 千葉地方裁判所一宮支部

（別紙）物件目録

- 1 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番15
地目 原野
地積 133平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 2 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番14
地目 原野
地積 62平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 3 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番13
地目 原野
地積 51平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 4 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番12
地目 原野
地積 75平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1

- 5 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番11
地目 原野
地積 174平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 6 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番10
地目 原野
地積 130平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 7 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番1
地目 宅地
地積 181.00平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 8 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番2
地目 宅地
地積 77.87平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 9 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番3
地目 原野
地積 87平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 10 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番9
地目 宅地
地積 5.50平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 11 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番5
地目 河川敷
地積 264平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 12 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番6
地目 河川敷
地積 125平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 13 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番7
地目 河川敷
地積 1163平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 14 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀨
地番 613番8
地目 河川敷
地積 142平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1

- 15 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番7
地目 原野
地積 9.91平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 16 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番18
地目 河川敷
地積 271平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 17 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番17
地目 原野
地積 66平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 18 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番13
地目 宅地
地積 352.33平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 19 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番36
地目 宅地
地積 303.42平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 20 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番15
地目 宅地
地積 392.51平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 21 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番3
地目 宅地
地積 838.97平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 22 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番37
地目 宅地
地積 83.60平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 23 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番33
地目 宅地
地積 112.34平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 24 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番35
地目 宅地
地積 376.09平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1

- 25 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番34
地目 宅地
地積 130.83平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 26 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番1
地目 原野
地積 28平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 27 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番25
地目 河川敷
地積 965平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 28 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 639番26
地目 河川敷
地積 36平方メートル
所在等不明共有者の持分 1656分の1
- 29 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀬
地番 582番
地目 田
地積 26平方メートル
所在等不明共有者の持分 1776分の1
- 30 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀬
地番 583番
地目 畑
地積 115平方メートル
所在等不明共有者の持分 1776分の1
- 31 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀬
地番 610番1
地目 宅地
地積 97.70平方メートル
所在等不明共有者の持分 1776分の1
- 32 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀬
地番 610番2
地目 宅地
地積 17.75平方メートル
所在等不明共有者の持分 1776分の1
- 33 所在 長生郡一宮町宮原字下川瀬
地番 614番
地目 河川敷
地積 46平方メートル
所在等不明共有者の持分 1776分の1
- 34 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 615番1
地目 宅地
地積 59.17平方メートル
所在等不明共有者の持分 1776分の1

- 35 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 615番2
地目 公衆用道路
地積 40平方メートル
所在等不明共有者の持分 1776分の1
 - 36 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 615番3
地目 河川敷
地積 42平方メートル
所在等不明共有者の持分 1776分の1
 - 37 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 618番1
地目 宅地
地積 219.77平方メートル
所在等不明共有者の持分 1776分の1
 - 38 所在 長生郡一宮町宮原字川瀬道上
地番 618番2
地目 宅地
地積 82.09平方メートル
所在等不明共有者の持分 1776分の1
- 所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告**
- 次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。
- 令和8年(チ)第4号**
岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地
申立人 多治見市長 高木 貴行
住所・居所 不明
(最後の住所) 岐阜県多治見市池田町4丁目123番地
所有者 亡河地優相続財産
届出期間満了日 令和8年4月27日
令和8年2月26日 岐阜地方裁判所多治見支部
(別紙) 物件目録
- 1 所在 多治見市池田町4丁目
地番 123番
地目 宅地
地積 158.67平方メートル
 - 2 所在 多治見市池田町4丁目
地番 124番2
地目 宅地
地積 27.43平方メートル

- 3 所在 多治見市池田町4丁目123番地、124番地2
家屋番号 123番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 49.68平方メートル
2階 33.12平方メートル
- 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**
- 次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。
- 令和8年(チ)第3号**
群馬県高崎市倉賀野町4631番地8
申立人 株式会社トライ
住所・居所 不明
(最後の住所) 北海道虻田郡倶知安町字巽66番地1
所有者 菊池 ハツ
届出期間満了日 令和8年4月27日
令和8年2月25日 札幌地方裁判所岩内支部
(別紙) 物件目録
- 1 所在 虻田郡倶知安町字巽
地番 66番1
地目 宅地
地積 9303.58平方メートル
 - 2 所在 虻田郡倶知安町字巽
地番 66番4
地目 山林
地積 662平方メートル
 - 3 所在 虻田郡倶知安町字巽
地番 66番5
地目 山林
地積 607平方メートル
 - 4 所在 虻田郡倶知安町字巽
地番 66番6
地目 山林
地積 280平方メートル
 - 5 所在 虻田郡倶知安町字巽
地番 66番9
地目 山林
地積 858平方メートル

6	所在地番 地目 地積	66番45 山林 267平方メートル	所在地番 地目 地積	66番45 山林 267平方メートル
7	所在地番 地目 地積	66番46 山林 218平方メートル	所在地番 地目 地積	66番46 山林 218平方メートル
8	所在地番 地目 地積	66番47 山林 606平方メートル	所在地番 地目 地積	66番47 山林 606平方メートル
9	所在地番 地目 地積	66番92 山林 746平方メートル	所在地番 地目 地積	66番92 山林 746平方メートル
10	所在地番 地目 地積	66番165 宅地 664.85平方メートル	所在地番 地目 地積	66番165 宅地 664.85平方メートル
11	所在地番 地目 地積	66番167 山林 18平方メートル	所在地番 地目 地積	66番167 山林 18平方メートル
12	所在地番 地目 地積	66番168 山林 5.94平方メートル	所在地番 地目 地積	66番168 山林 5.94平方メートル
13	所在地番 地目 地積	66番169 山林 242平方メートル	所在地番 地目 地積	66番169 山林 242平方メートル
14	所在地番 地目 地積	66番170 山林 266平方メートル	所在地番 地目 地積	66番170 山林 266平方メートル
15	所在地番 地目 地積	66番171 山林 54平方メートル	所在地番 地目 地積	66番171 山林 54平方メートル
16	所在地番 地目 地積	66番172 山林 381平方メートル	所在地番 地目 地積	66番172 山林 381平方メートル

令和 8 年 (予) 第 4 号	所在地番 地目 地積	481番 山林 40990平方メートル	所在地番 地目 地積	481番 山林 40990平方メートル
令和 8 年 2 月 25 日	所在地番 地目 地積	482番 山林 742平方メートル	所在地番 地目 地積	482番 山林 742平方メートル
令和 8 年 2 月 26 日	所在地番 地目 地積	505番 山林 11594平方メートル	所在地番 地目 地積	505番 山林 11594平方メートル
令和 7 年 (予) 第 4 号	所在地番 地目 地積	551番 山林 5880平方メートル	所在地番 地目 地積	551番 山林 5880平方メートル

会社その他の公告

合併公告
左記法人は合併して甲は乙・丙及び丁の権利義務全部を承継して乙・丙及び丁は解散することになりました。
効力発生日は令和八年七月一日であり、各法人の社員総会の承認決議は令和七年七月二十五日に終了しております。
なお、この合併については令和八年二月十七日付で埼玉原の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月十日

埼玉原市本町一丁目一九番三号
(甲) 医療法人社団東光会
理事長 中村 毅

埼玉県新座市東北一丁目七番二号
(乙) 医療法人社団武蔵野会
理事長 中村 毅

東京都西東京市田無町四丁目二四番一五号
(丙) 医療法人社団時正会
理事長 横川 秀男

静岡県熱海市昭和町二〇番二〇号
(丁) 医療法人社団伊豆七海会
理事長 横川 秀男

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議及び総社員の同意は令和八年二月一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) <https://shintomikousan.web.fc2.com>
令和八年三月十日

千葉県柏市新富町二丁目五番二二三号
(甲) 新富恒産株式会社
代表取締役 合田 憲生

千葉県柏市新富町二丁目五番二二三号
(乙) 合同会社佐柳屋
代表社員 合田 憲生

合併公告
左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりましたので公告します。

組織変更公告

この合併については令和八年二月二十四日付で東京都の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月十日

東京都足立区柳原一丁目二七番五号
(甲) 医療法人財団健和会
理事長 露木 静夫

東京都港区新橋五丁目二六番五号
(乙) 医療法人財団南葛勤医協
理事長 藤井 正實

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することになりました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月十日

東京都府中市緑町一丁目一〇番地の二三
合同会社 RESERIA
代表社員 板垣 雄貴

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することになりました。
効力発生日は令和八年四月十六日であり、組織変更後の商号は GOLDEN DRAGON 株式会社とします。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月十日

東京都渋谷区神山町二四番八一〇〇二号
スカイコート渋谷神山町
合同会社 GOLDEN DRAGON
代表社員 金元 龍輝

組織変更公告

当社は、令和八年四月二十日をもって株式会社ブルーオーシャン・パートナーズに組織変更をいたします。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

東京都港区芝浦一丁目六番四一―二二二四号
合同会社ブルーオーシャン・パートナーズ
代表社員 菅原 拓也

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

令和八年三月十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二F-1C
UConnect合同会社
代表社員 小池 優菜

組織変更公告

当社は株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一五番九号日宝恵比寿ビル四〇三
mizzie合同会社
代表社員 島内 英哲

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

令和八年三月十日

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

静岡県田方郡函南町平井一七三三番地四五―一
ことのはな合同会社
代表社員 平野 智子

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

愛知県津島市愛宕町八丁目一三番地三
合資会社津島プリント社
代表社員 澤野 正弘

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

令和八年三月十日

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

奈良市柏木町三五五番地の四
すまいるYUI合同会社
代表社員 見山真里子

組織変更公告

当農事組合法人は、令和八年三月一日開催の総会の決議により、株式会社組織変更することいたしました。

令和八年三月十日

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

山口県山口市阿東徳佐上一三七九番地二
農事組合法人ふなひら
理事 梅地 茂美

組織変更公告

当法人は、令和八年三月八日開催の総会の決議により、株式会社組織変更することいたしました。

令和八年三月十日

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

山口県柳井市伊陸一〇〇七番地
農事組合法人おさこ
代表理事 藤迫 隆司

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしましたので公告します。

令和八年三月十日

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十日

香川県高松市香川町大野三九四番地二
合同会社Sleepper
代表社員 坂東 亮平

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

令和八年三月十日

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

佐賀県三養基郡みやき町大字寄人一五一七番地一
昭和自動車合同会社
代表社員 ミード・ミツチエル・ルーク

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少することいたしました。

令和八年三月十日

この決定に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇〇万円減少し五〇〇万円とすることいたしました。

令和八年三月十日

この決定に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を五億三千九百六十四万五千二百六十五円減少することいたしました。

官報

掲載の日付 令和八年二月二十七日
掲載頁 九十一頁(号外第四十一号)
令和八年三月十日
京都市中京区西ノ京北壺井町八五番地
株式会社山三ホールディングス
代表取締役 村田 章代

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月十九日を払込期日とする募集株式の発行により、資本金の額が五千五百二十七万五千円、資本準備金の額が五千五百二十七万五千円増加することを条件として、資本金の額を五千五百二十七万五千円、資本準備金の額を五千五百二十七万五千円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることいたしました。

令和八年三月十日

株主総会の決議は、令和八年三月二十七日に予定しております。

この決定に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://www.evixar.com/>
令和八年三月十日
東京都中央区新川一丁目一七番二二号
エヴィクス株式会社
代表取締役 瀧川 淳

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日を基準日と定め、同日午前八時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めまして公告します。

令和八年三月十日

横浜市中区翁町一丁目四番一号
株式会社アルテジエネシス
代表取締役 吉村 栄義

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年三月十日

宮城県気仙沼市岩月千岩田三〇〇番地二
株式会社オサベフーズ
代表取締役 北村 梅治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年三月十日

東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番五号
株式会社ヤエス
代表取締役 大島 伸夫

